



Title	Ethical Issues of Research on Human Embryonic Stem Cells
Author(s)	堀田, 義太郎
Citation	大阪大学, 2006, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/46145
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	堀 田 義 太 郎
博士の専攻分野の名称	博 士 (医 学)
学 位 記 番 号	第 20171 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 18 年 3 月 24 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 医学系研究科未来医療開発専攻
学 位 論 文 名	Ethical Issues of the Research on Human Embryonic Stem Cells (ヒト胚性幹細胞研究の倫理的問題)
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 森本 兼曩 (副査) 教 授 的場 梁次 教 授 磯 博康

論 文 内 容 の 要 旨

[目的]

ヒト胚性幹細胞 (ES 細胞) 研究をめぐる各国の規制および法は、生命倫理学の議論動向を部分的に反映している。ヒト胚の破壊を伴う当該研究の倫理的問題に関する従来の議論は、ヒト胚の「道徳的地位 (moral status)」の解釈が争点となっている。そうした議論はヒト胚が人間に対して有する連続性や潜在性をいかに理解するかが、研究への規制の具体的方針を左右する。たとえば、ドイツの「胚保護法」はヒト胚を保護に値する尊厳を備えた存在者と規定し、きわめて厳格な規制を定めている。しかしドイツにおいても一定の時期以前に他国で樹立された ES 細胞の輸入を、条件付きで認めており、採択されている倫理的原則との一貫性を欠いている。日本を含めて各国の政策も同様である。「ヒト胚の道徳的地位」をめぐる議論は重要であるが、従来の議論では、体外受精(試験管内受精 In vitro fertilization)による不妊治療後に残存した凍結保存胚を使用した研究に関して、①凍結胚の入手プロセスの具体的手順と条件、②その根拠と正当性に関する考察を欠いている。本研究は、これらの点の検討はヒト胚の道徳的地位と同等の倫理的重要性を有しており、特に実際の研究プロセスの倫理性の確保のために必要であることを明らかにし、研究を倫理的に評価する基準を示すことを目的とした。

[方法]

ES 細胞研究をめぐる倫理的問題を扱った倫理学・法学における主要論文、および関連資料としてヒト胚ならびに生殖医療に関する各国の法規制・指針、そして規制方針を正当化する論拠を示した資料を収集し、問題点を抽出し整理を行った。また、とくに日本の指針に関しては、2004 年 7 月に最終報告書を提出した、総合科学技術会議生命倫理専門調査会 (内閣府) の各指針および審議過程で使用された資料を用いて、議論の焦点と問題点を抽出し検討した。

[結果]

従来の議論の焦点は「ヒト胚」の性質が他の組織とは異なる点、これを破壊 (滅却) して得られる研究の倫理的正当性にある。同時に、ドイツ以外の日本を含む各国は、研究に使用される胚が不妊治療のプロセスで「余剰 (surplus)」した、いずれ廃棄が決定している胚であるという点を、研究利用を許容する消極的な理由としていることが明らかに

なった。一方でドイツ「胚保護法」のような胚を厳しく保護する方針は、不妊治療における「余剰胚」の産出も認めない政策を論理的に帰結する。胚の「道徳的地位」の内実をめぐる議論は、論点が、①胚が人間個体へと展開する「潜在性 (potentiality)」を持つという点、②この「潜在性」という道徳的地位が、他の価値との比較考量に置かれる程度のものであるか否かという点に収斂していることを示している。

他方で、クローン胚から ES 細胞を樹立するために、研究用にヒト胚を作成することについては、①ヒト胚に内在する「潜在性」の実現以外の目的で胚を作成することの倫理的問題性、②卵子提供者（女性）の身体への負担の正当化が困難であること、が指摘されており、各国の政策も慎重な方針をとっている。

しかし、従来の議論では、提供者および不妊治療当事者の負担について言及されつつも、不妊治療の過程で「余剰胚」が産出される理由を、負担という観点から考察した議論は皆無であった。本研究はこれを踏まえて、①余剰胚は、不妊治療における女性の負担回避目的で採られる方法の副産物であることを指摘し、②「余剰胚」を研究利用のために入手する条件である Informed Consent (IC) は、さらにその実施条件として、不妊治療の完全終了が必要とされることを指摘した。この条件間の階層性を遵守する研究プロセスが、ES 細胞研究の倫理性を確保するために必要である。

[総括]

ES 細胞研究をめぐる従来の倫理学・法学における議論は、「ヒト胚」の性質の特殊性という観点から検討している。この観点は重要だが、同時に、より一般に人間（身体）の手段化の問題の一部として考察する必要がある。すなわち、人体の研究・医療資源化に伴伴する「負担」をめぐる倫理的問題の一部として、ES 細胞研究の倫理問題を位置づける観点が必要であり、本研究はこの観点から、ES 細胞研究の倫理性を確保するために手続き上要求される具体的プロセスを示した。

論文審査の結果の要旨

本研究は、ヒト胚性幹細胞 (ES 細胞) 研究をめぐる従来の生命倫理的議論の枠組みを再検討し、その問題点を指摘した上で、人体由来組織を利用した医療・研究のなかに ES 細胞研究を位置づける、より広い観点の必要性和意義を明らかにする。

従来の議論が採用する「ヒト胚の道徳的地位」という枠組みで問題とされてきたのは、ヒト胚に人間個体に準ずる道徳的地位が具備されているか否かであった。この問題設定では、ヒト胚は「人間の尊厳を持つ」か「細胞塊にすぎない」あるいは「人の生命の萌芽として慎重に扱われるべき」といった、実体論的な解答しか提示されず、現在研究利用対象とされている「余剰胚」の特殊な位置づけは看過されてしまう。問われるべきなのは、体外受精による不妊治療当事者の負担の軽減という目的で作成される「余剰胚」が、研究利用されるための許容条件であり、それは結果として「余剰」となった胚作成者による自発的な提供の決定である。

本研究は、従来の議論の限界を明示した上で、人体由来組織を利用した医療全般に妥当するアプローチの基礎となるべき組織提供者の「負担」という観点の重要性を明らかにした研究であり、学位授与に値する。